



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 セントケア・ホールディング株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 村上 美晴
(J A S D A Q ・ コード番号 2 3 7 4)
問合せ先 常務取締役財務・経理部長 関根 竜哉
(TEL. 0 3 - 3 5 3 8 - 2 9 4 3)

取締役に対する株式報酬型ストックオプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の当社取締役会において、当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的内容に関する議案を、平成21年6月25日開催予定の第27期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、新株予約権の具体的な発行および割当は、本株主総会において承認可決された後、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社では役員報酬制度の見直しの一環として、平成20年3月をもって役員退職慰労金制度を廃止しましたが、これに伴い、中長期的な業績向上へのインセンティブを高めるとともに、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクについても株主の皆様と共有し、取締役の株価上昇および企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、取締役に對し当社株式の価値と連動する株式報酬型のストックオプションを付与するものであります。

2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容

(1) 新株予約権の総数

370個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合には、

付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割り当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割り当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日より35年以内で当社取締役会が定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- ③ その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※上記の内容については、平成21年6月25日開催予定の第27期定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以 上